

令和6年度次世代のウチナーンチュ育成事業 企画提案仕様書

1 目的

本事業は、各地域の県系人が、世代間交代や交流機会の減少等により、県系人同士や沖縄との繋がりが希薄になりつつあることから、沖縄にルーツを持つ県系人の子ども達が、本県の歴史や文化等を学ぶ場を創出することで、沖縄への関心や繋がりを深め、世界に広がるウチナーネットワークの持続的な継承・発展に繋げる。

2 期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

主に、各国・地域の児童の県系人の子弟を対象とし、沖縄の移民の歴史、ルーツ、自然、文化、地理等の学習する機会とするため、動画コンテンツ5分程度を5本以上企画・制作する。

(1) 動画コンテンツ掲載場所：

制作した動画コンテンツについては、世界のウチナーネットワーク (WUN) ホームページ、WUN YouTube チャンネル、WUN 各種 SNS へ掲載する。

(2) 多言語対応：

各国・地域にいるウチナーンチュ子弟向けのコンテンツであるため、音声または字幕は、多言語（日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語）により制作を行うこと。

(3) 留意事項：

内容については、正確性及び分かりやすさを担保するため、取り上げる内容について知見を有する専門家等と十分調整することとする。

4 事業予算額

(1) 総額 4,563,000 円（消費税込）の範囲で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

(2) 委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、原則として精算払いを行うが、必要に応じて一部概算払いする。

(3) 積算の費目は、次のとおりとする。

①直接人件費

ア 総括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

イ 専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

ウ 専門員B：上司の指導のもとに一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

※人件費の算出にあたっては、従事する職員毎に時間単価×従事時間数で積算すること。

※労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準に設定すること。

② 直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、使用料、通信運搬費、その他必要経費等）

※各経費は、単価、回数、個数等が分かるように明記すること。

③ 再委託費

県との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費。

※当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

（請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

④ 一般管理費

※（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内

⑤ 消費税（10%）

※受託者が消費税の免税事業者である場合、人件費等の自社で発生する経費に関して消費税は計上しないこと。

5 実施体制

受託者の体制は次の条件を満たすこと。

- (1) 本業務の責任者として、プロジェクト全体の管理責任者を配置すること。
- (2) 本業務に必要な要員を2名以上配置すること。（専任、兼任問わない）
- (3) メンバーの役割を明確にし、本業務への従事頻度が分かるように記載すること。
- (4) 定期的及び緊急時において迅速に委託者との連絡可能な体制を整備すること。

6 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

（契約の主たる部分）

ア 契約金額の50パーセントを超える業務

- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ウ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定めるその他簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

(その他簡易な業務)

- ア 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- イ 原稿、データの入力及び集計
- ウ 通訳、翻訳業務
- エ イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配、現場運営補助
- オ その他、県が簡易と決定した業務

(3) 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

7 著作権

本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、沖縄県に帰属するものとする。

また、成果物において第三者との間で知的財産権に関する紛争等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、事業者が一切の責任と費用においてこれらを処理解決し、沖縄県に影響を与えないものとし、万一、沖縄県に損害が生じた場合は、当該損害を補償するものとする。

8 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議のうえ決定する。

9 成果物

制作した動画コンテンツを電子媒体で納品すること。

10 備考

- (1) 事業実施にあたっては、県と十分に協議を行うとともに、関係機関と連携して取り組むこと。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。